

出席委員 山上委員長、吉田副委員長
青木委員、佐藤委員、廣田委員、横手委員、黒沢委員
岸本議長

欠席委員 なし

説明者 花山教育長、高橋教育次長
奥谷教育政策課長、明珍指導主事、千野副主幹
上村学校教育課長、畠山指導主事、高橋指導主事
三浦指導主事、佐藤指導主事、西ヶ谷副主幹、中村主査
岡野生涯学習課長、山口副主幹、小林主査、原主査
川部教育施設給食課長、井上副主幹、小宮主査、原田主査、箭内栄養教諭
中嶋学校給食センター所長

案 件

(付託議案)

1. 議案第6号 令和8年度寒川町一般会計予算
2. 議案第7号 令和8年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第8号 令和8年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第9号 令和8年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第10号 令和8年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和8年3月18日
午前9時00分 開会

【山上委員長】 おはようございます。本日、予算特別委員会4日目の審議となります。

本日は、教育委員会教育政策課、学校教育課、教育施設給食課、寒川学校給食センター、生涯学習課の5課の審査となります。

本日の審査順としまして、教育総務費、次に小学校費、中学校費、そして最後に社会教育費、保健体育費と、この3つの形に分けて審査を進める形となりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、教育委員会の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

花山教育長。

【花山教育長】 おはようございます。学校ですけれども、11日に中学校、それから小学校が明日19日に卒業式ということで、子どもたちの旅立ちの季節となっております。日頃から議員各位におかれましては、寒川の子どものことを温かく見守っていただきまして、本当にありがとうございます。いろいろな面で来年度の準備をする季節にもなっておりますけれども、予算も重要な一角をなすものでござ

います。今日は、教育委員会の5課の予算審査、よろしくどうぞお願いいたします。

【山上委員長】 暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

まず初めに、教育委員会教育総務費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高橋教育次長。

【高橋教育次長】 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、これより教育委員会所管の令和8年度予算のご審査をお願いいたします。

予算につきましては、1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費につきましては、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課の3課が、また4項社会教育費については、教育施設給食課と生涯学習課の2課が、そして5項保健体育費につきましては、教育施設給食課と寒川学校給食センターの2課が所管しておりまして、多くの科目において所管課が混在している状況でございます。したがって、ご説明につきましては教育政策課長が一括して行い、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、上村学校教育課長につきましては、体調不良により欠席とさせていただいておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

【山上委員長】 奥谷教育政策課長。

【奥谷教育政策課長】 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課、寒川学校給食センター、生涯学習課所管の令和8年度予算についてご説明申し上げます。説明に当たりましては、予算書のほかタブレットの010教育政策課、学校教育課、教育施設給食課、寒川学校給食センター、生涯学習課、予算特別委員会説明（参考）資料に基づいてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、説明資料は教育委員会全課分を合わせたものとなっており、担当課名を各ページの右上の括弧内に記載しております。括弧の記載がないページは複数課の所管が混在するところでございます。

10款教育費、予算書は82から95ページになります。それでは、1項教育総務費1目教育委員会費からご説明いたします。タブレットの説明資料の60分の2ページをご覧ください。教育委員会関係事務経費については、教育委員会の委員活動等に係る経費で、教育委員会委員4人の報酬や費用弁償、各種行事や大会会費などの交際費のほか、需用費の消耗品費は、新任委員用のバッジ等の消耗品代、負担金、補助及び交付金は、県市町村教育委員会連合会への負担金でございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。表彰関係経費については、教育委員会表彰等に係る経費です。教育の振興や発展を目的に、全校または各種協議会などで優秀な成績を収められた個人や団体に対し表彰を行っており、報償費は、被表彰者へ贈る記念品代等、需用費は、表彰式を飾る花代や記念写真に係る費用などでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2目事務局費です。資料は4ページをご覧ください。職員給与費は、教育長及び教育次長のほか教育政策課職員、学校教育課職員、そして教育施設給食課職員の人件費でございます。

次に、5ページ、事務局経費については、教育政策課の事務経費でございまして、報償費は、点検評

価の外部評価者への謝礼、負担金、補助及び交付金は、県町村教育長会、湘南地区高等学校定時制教育振興会等の負担金でございます。なお、増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、6ページ、こちらは学校教育課所管の事務局経費でございます。報酬については、学校運営協議会委員8校分53名及び学校読書指導員4名分の報酬でございます。職員手当等及び共済費は、学校読書指導員の期末手当、勤勉手当及び社会保険料、報償費は、いじめ問題に関する調査委員会委員の謝礼、委託料は、学校に配置する会計年度任用職員の健康診断委託料、扶助費は、学校事故見舞金でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、7ページ、こちらは教育施設給食課所管の事務局経費でございます。主な内容及び増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて8ページ、学校保健関係経費については、報償費は、小学校就学時の健康診断に係る医師への謝礼、役務費は、就学時健康診断実施通知等の郵送料、委託料は、学校伝染病災害共済給付に関する証明書発行委託、使用料及び賃借料は、健診器具借上料などでございます。備品購入費は、学校薬剤費による各種検査を行うための検査器具を購入する費用でございます。負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎地区学校保健会及び日本学校歯科医会への負担金でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。また、本経費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の9ページ、教職員人事管理経費でございますが、委託料は、教職員の福利厚生事業委託料、健康診断委託料及び校務支援システム委託料でございます。使用料及び賃借料は、遠足等で利用する施設に引率の教員が入場するための施設入場料、負担金、補助及び交付金は、学校現場における衛生推進者の養成講習会受講料及び防火管理資格講習会受講料でございます。

次に、3目教育研究室費に移ります。資料は10ページをご覧ください。教職員の資質向上事業費については、報酬、職員手当等共済費及び旅費は、経験の少ない教員の授業力向上を図るために配置する教育フロンティア専門指導員分でございます。報償費は、研修会における講師謝礼でありまして、教職員対象の研修会としては、教科指導、児童生徒指導、特別支援教育、教育相談、学級経営等、教職員の資質を高めるための研修会を計画しております。また、負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川地区の小学校及び中学校の教育研究会等へ交付金を支出し、教職員の研究を支援してまいりたいと考えております。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の11ページ、教育相談事業費については、報償費は、町が行っている様々な相談の相談員への謝礼でございます。5名の指導主事等が有機的に連携して行う教育相談を中心として、心理相談員、巡回相談員、訪問相談指導員等と連携を図りながら効果的な教育相談体制を構築し、保護者や教員からの相談にも応じてまいります。なお、中学校3校にはスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが県から引き続き配置されますので、さらなる有効活用を図ってまいりたいと考えております。委託料は、ネットパトロールのための経費で、インターネット上に存在する学校非公式サイト等を検索監視し、学校や地域の実情を把握し、不適切な書き込み等について必要に応じて削除依頼を行うなど、警察との連携も図りながら諸課題に迅速に対応できる体制を整えます。また、得られた実情を基に情報モラル教育の推進に努めてまいります。備品購入費は、学校での指導をよりよいものとするために子どもの特性を見るためのテスト機器であるウェクスラー式知能検査機器の最新版を購入するものでござい

ます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の12ページ、教育調査研究事務経費でございますが、教育研究のための調査や資料の収集及び提供等を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は、教育相談員や教育相談室で使用する物品及び教育要覧用の用紙購入費、印刷製本費は、3年ごとに作成する社会科資料集の製本費でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、昨年度をもって神奈川県教育研究所連盟が解散したことにより皆減となっております。

以上で、1項教育総務費の説明を終わります。ここで一旦説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、ご審査のほどよろしく願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

横手委員。

【横手委員】 まず、60分の6ページ、事務局経費で報償費6万円というのがありますね。いじめ等に関する調査委員会委員及び教科書図書採択嘱託員の謝礼についてですけども、6万円の内訳について、特にいじめ等に関する調査委員会委員、それから嘱託員それぞれ何名で1人当たり幾らなのかというのを教えていただけますでしょうか。それともう一点がネットパトロール、60分の11ページ、これは随分前に、1期目の2年目だか1年目だか忘れたんですけど、僕がぜひ入れましようと言って入れていただいてから10何年たったんですが、あれからスマートフォンというのが当たり前になって、今の中学生たちは特にスマホプロパーと言われているんです。それが生まれたときから当たり前のようにスマートフォンがある状態、それから5Gの状況になってから動画というものがすごく見られる、皆さんのユーチューブとか、ティックトックとか、いろいろ見ていらっしゃると思う、アマプラとかネットフリックスなんかもそうなんですけども、そういう意味で実はいじめ動画というのがかなりいろんなところで出ていて、それが話題になっちゃっているところがあります。ヤフーニュースであったり、そういったところで結構出ていて、地元の新聞社がそれを見つけてやったりしているんですけども、そういうところへの対応というのはちゃんとできているのか。

あと、問題はAIです。生成AIでかなりきわどいものをつくるのが可能になっています。その昔アーノルド・シュワルツェネッガーが出た「ランニングマン」という映画があったんですけど、顔だけすり替えちゃって、とんでもない映像になることも可能な時代になっている中で、どうやってパトロールをしていくのか、特に動画への対応というのをどうするのか、そういうフェイク動画、フェイクニュースはまだいいです。フェイク情報はまだいいとして、フェイクの動画についてどういう対応をしていくのか、その辺について教えていただければと思います。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、2点お答えさせていただきます。いじめに関する調査の謝礼につきましては、今年度までいじめの重大事態において寒川町内の小・中学校において、いじめの調査委員会を開催していることはありません。もし万が一重大事態になった場合には、必要な関係機関の方々に委嘱していく予定でございます。ですので、すみませんが、今この段階で1人幾らかというのは、ここでは申し上げられないんですけども、必要な機関の方に委嘱していく予定でございます。続いて、2点目のネットパトロールにつきましては、現在中学生どころか小学校の低学年、中学年からもスマートフォン

を持っている、これは全国的に増えているのかなと思います。そういった中で最近いじめの動画がアップされたというところでは、国、それから県から通知がありまして、この2月、3月、各小・中学校において日頃行っている生活アンケートの中で、困っていることがないのか、いじめにつながるようなことがないのかという調査等も行わせていただいております。

今回ネットパトロールの中でも今年度1件、これはいじめにつながるんじゃないかというようなものがあつたので、それについては今回ネットパトロール事業の中でさらに、いつ、どこで、誰がこういう画像を上げているのかというのを確認していただいて、学校から保護者を通じてその画像が消えて、未然防止につながったという案件が1つあります。

また、フェイク画像、フェイク動画についても、正直なところ、町内の小・中学校において今後考えられる件でもありますし、実際それに似たような件について、ある程度顔と何をくっつけるかによって警察が入れるか、入れないかという線引きもあるみたいですので、そういったところについては警察と連携しながら引き続き未然防止、それから情報モラル教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 いじめに関する調査委員会は、開催していないということだったんですけども、認知件数は少なくとも2024年までで年々増えている、重大案件というものも増加傾向にあるという中で、寒川町は確かに今のところないですよというところでは、もちろんいいんですけど、ないことは本当にいいことだとは思んですけども、ただ、この辺のことについて、実は具体的にもしそうな方たちがやるべき仕事内容みたいなのがよく分からなくて、それを教えていただければと思います。それからネットパトロールの件については、分かりました。実はフェイク動画が一番怖いと思っていて、それが内容によっては誰が流したかというのも分かるようになっている、でも、たちが悪いやつは3つ、4ついろいろサーバーを通してやるようなやつもいますので、その辺はなかなか大変だと思うんですけど、しっかりと情報リテラシー教育を、ネットリテラシーの教育をかなりしっかり今後やっていただきたいなど、こういうことをやっちゃうと、あなたたちは捕まるからねとちゃんと言ったほうがいい、いじめとも似たようなものですけど、いじめにもつながっているようなものがあるので、しっかりと伝えていっていただきたいなと思いますので、よろしく願います。2件目については大丈夫なので、1点目についてご回答いただければ幸いです。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、やるべき仕事内容につきましてですが、まず、いじめ重大事態については、2つありまして、まずは第三者委員会を開いて調査するものと、あと学校主体調査というものがあります。心身に大きな影響を与えるようなものであると、第三者委員会を開いて調査していく、例えばいじめが原因で長期の欠席等になる場合については、学校主体調査ということで、学校が主体となってやっていく調査となります。いずれにしましてもいじめ重大事態については、再発防止と、いじめが本当に原因となっているのかという調査となっておりますので、そうなった場合には、まずは弁護士会にお願いして、弁護士であるとか、医師会であるとか、それから保健関係とか、児童相談所とか、本当に必要に応じて適材適所でアイデアをいただいて、法的な視点からとか、そういった様々なところで調

査をしていく役割分担となっております。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。僕が知人の子ども、まだ学生をやっている者とかに言うときは、いじめは犯罪ですからねというのをはっきり言っているんですね。それで先ほども言いましたけども、認知件数が増えている中で、寒川町としてあまり重大案件がないからいいことなのかもしれないですけど、若干もう少しいじめに踏み込んで対応していったほうがいいかなと思うときがたまにあったりするんですけども、寒川町として新たないじめ防止対策というものを行っているか、それについて具体があれば教えてください。

【山上委員長】 暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

高橋指導主事。

【高橋指導主事】 寒川町内の小・中学校においても、いじめの認知件数というのは年々増加傾向にあります。認知件数の増加については、マイナスなイメージというよりも、細かいものを未然に防いでいくという視点で見えていくと、悪いことだけではないのかなと思います。もちろんいじめがゼロ件になるというのが最もいいんですけども、少しでも嫌なことがあった場合には早期対応できるようにしているところであります。町としましては、次年度からいじめ防止推進協議会というものを、現在いじめについては、ただ学校だけの問題ではなく、地域全体で考えていくというところで、今まで青少年問題協議会としてやっていたものにプラスアルファで、今回学校それから地域の方々を集めて、子どもたちを取り巻く環境について情報共有しながら少しでも改善できたらなということで、次年度よりいじめ防止対策推進協議会を実施していく予定であります。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。黒沢委員。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、今年度から来年度において変更がある部分について確認させていただきたいと思っておりますけれども、まず、ページ数でいうと7ページ、備考欄に、使用料及び賃借料でシステムを使用する技術職員が増員となったためとありますけれども、技術職員が増員となることによる効果については、どのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。それから8ページ、使用料及び賃借料、耳鼻科健診の対象学年を文部科学省監修マニュアルに基づくものに変更しましたとありますけれども、文科省のマニュアルの変更が今年度で、来年度から各学校でこのようにしていただきたいという内容なのか、もしくは文科省のマニュアルについては、以前から変わっていたけれども、寒川町としての対応は来年度からというようなことになっているのかお聞かせいただきたいと思います。それから12ページ、負担金、補助及び交付金で、県教育研究連盟が解散したためとあります。県の教育研究連

盟がされていたお仕事というか、どういった内容の活動をされていて、それがこれまで町の教育現場にとってどのような活用がされていたのか、それからこの連盟がなくなることによる影響というのはないのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 1点目の技術職員が増員となる効果についてお答えさせていただきます。まず、学校につきましては、どの学校についても老朽化しているということで、近年改修工事であったり、修繕というのが増えてきている状況でもございますので、かねてから、今ももとは担当1人だったものが、やはり対応が難しくなるということで、増員のお願いを町当局にずっとさせていただいた中で令和7年度から増員ということになりました。そのおかげをもちまして、児童生徒の安全を守るための緊急的な修繕につきましては、それによって対応がより迅速になってきたという効果がございますので、今回増員に伴ってシステムの堅持というのも1人追加させていただいたところでございます。

以上です。

【山上委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 私から3点目、県教育連盟がしてきた仕事、それからなくなる影響についてお答えさせていただきます。神奈川県教育連盟は、主にどんな仕事をしてきたかということ、県立総合教育センターに本部があるんですけども、そこに研究員を集めて授業研究をしていました。それから各市町で行っているよりよい授業をするための研究を集めて冊子にしたり、先生方のよりよい指導のための実践報告の会を主催したりというようなことをしていました。こちらですけれども、神奈川県の上に全国の教育連盟があるんですけども、全国的に見ても県の教育連盟がどんどん解散していったという状況にあるようです。こちらに鑑みて神奈川県としても教育連盟を解散するというような方向性に至ったと報告を受けております。これがなくなることによる影響なんですけれども、町としては負担金を出さなくてよくなるというようなことになります。実は負担金を出せないからといって教育連盟に入っていない市町もありました。寒川町は入っていましたが。なんですけれども、県としては教育連盟に入っている、入っていないにかかわらず、先生方のよりよい授業のために研究推進を行ってほしいという考えの下、この母体としてはなくなるんですけども、総合教育センターとしては、それぞれの市町が行っている研修ですとか、研究を全ての市町が参加したりとか、オンラインで見たりできるようなシステムに替えてくださいました。ですから、実践研究という意味ではなくなったということに対するよくない点はございません。

以上でございます。

【山上委員長】 西ヶ谷副主幹。

【西ヶ谷副主幹】 それでは、耳鼻科健診の対策学年の文部科学省のマニュアルに基づくものに変更したことについてのご質問のお答えさせていただきます。対象学年については、以前から文部科学省のマニュアルにございましたが、寒川町については今回それに合わせる形で対象学年を増やしたことでございます。

以上です。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 1点目については、承知いたしました。2点目、文科省のマニュアルは以前から変わっていたけれども、町としては来年度まで対応しなかった何か理由があるのかどうか、その辺についてお答えいただけますでしょうか。それから連盟の部分で影響はありませんよということなんだけど、そうすると、これまで入っていなかった自治体もありますというような中で、確かに2万2,000円だからというのはあるかもしれないけど、少額だという部分もあるかもしれませんが、ネット等で確認ができるようになるのは来年度からという理解でよろしいのかどうか、それから、ここだけの話じゃなくて、負担金とかを払っている団体がいろいろあるんですけど、本当に、じゃ、今のお答えだとあまり影響がこれまでもなかったし、入っていてもという部分も何となく聞き取れたので、連盟に対する負担金というのがどうなんだろう、町としてどこかで1回ちゃんと精査して、どうするんだと、入っても入らなくてもいいものであれば、入らなくて済むのであれば、出さなくても済むのだろうと思うので、その辺について教育委員会も結構いろんな団体に負担金を出していると思うので、負担金に対する見解というか、考え方についてもう少しお答えいただければと思います。

【山上委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 すみません、私の言い方がよくなかったと反省しております。申し訳ございません。負担金が負担になっていたわけではなくて、町が負担金として出すことを許可して下さっていたので、先生方はほかの市町の研究発表も受けることができているというようなことでございます。実はこの連盟は今年度の途中で解散しましたので、今年度分につきましても返金していただいております。じゃ、今年度のほかの市町の研究発表等について何も見られなかったのかということ、そうではなくて、今年度から次年度から同様にほかの市町の研究発表についても連絡をいただいて、県内のどこの市町も連絡をいただいて、自由に見に行くことができるようになっております。また、負担金については次長からお答えします。

【山上委員長】 高橋教育次長。

【高橋教育次長】 今回の答弁の補足です。負担金に対する町としての見解はというご質問についてなんですけども、少額多額にかかわらず、負担金等をお支払いして加盟する必要性がそもそもあるのかというところは、毎年度きちんと活動内容とか、それに入っている効果とか、それを見極めた上で当然やっていくべきでありますので、今当該の連盟さんへの負担金についても、そのような視点で判断しておりました。なくなってしまうことによって、これまで恩恵を受けていた部分が、単純になくなってしまおうとデメリットとなりますので、そうならないためにということで、総合教育センター等で連盟さんがやっていた部分を代替的に対応して下さるという流れになったので、であるならば、この負担金については、こういった形でいいのではないかという判断をした結果でございますので、常にそういう目線で判断しているということをご理解いただければと思っております。

【山上委員長】 佐藤指導主事。

【佐藤指導主事】 2点目の耳鼻科健診の対象学年をというご質問にお答えいたします。文科省の監修の健康診断マニュアルについては、平成27年度から改定されたものを使用しております。耳鼻科健診の対象の学年としましては、ほぼ全ての学年、小学校1年生から中学校3年生までを対象とし、ほぼ全員が対象となり実施されるものと規定されております。しかし、寒川町においては耳鼻科の開業医の先

生が少なかったことにより、小・中学校8校全てを耳鼻科の先生がお一人で診ているという事情の下、これまでは対象学年を絞った形で実施しておりました。実際この後またお一人で8校を診ていただくことにはなるのですが、対象学年に対して実施した事前調査票を基に対象のお子さんを絞って抽出という形で実施していくこととなりますので、以前よりもマニュアルに沿った形、寒川方式ではありますが、マニュアルに沿った形に今後なっていくとお考えいただければと思います。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 60分の10ページで、教育フロンティアです。テストに依存しない本質的な学力養成、このカテゴリーでいうと、教職員の資質向上なので、教員の支援というものあるんでしょうか。それが主になってくるんだと思うんですけど、まず新年度の具体的な取組についてお伺いします。

【山上委員長】 島山指導主事。

【島山指導主事】 フロンティア専門指導員の業務内容ですけれども、町には毎年ほかの市町村と同じように新採用の教職員が入ってまいります。新採用の教員については、県費の拠点校指導教員という教員がつく場合もあるのですが、拠点校指導教員がつけられない学校もございます。その場合、学校の担任を持っている先生が基本的には新採用教員の指導に当たるんですけれども、自分のクラスを持ちながら新任の先生の指導をするというところは、なかなかの負担が生じるところでございます。そこで、拠点校指導教員と同じような仕事内容を教育フロンティア専門指導員の先生方にも行っていただいております。そのほかにも、初任者だけではなく2年目、3年目などの経験年数の少ない先生方の教科指導だけではなく、児童生徒指導の面においても学級経営の面においても、指導、助言をいただいているというような内容になります。

以上でございます。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 教育フロンティアというのは、だからテストに依存しない、認知的な能力だけじゃなくて、非認知的能力を育むために先生方に、生徒にどういう教育をしたらいいかというような話で行われているというわけでないんですかね。基本的には新採用の先生方に2、3年、まだ若い先生方に普通の基本的な教育指導を行っていることなんですか。

【山上委員長】 島山指導主事。

【島山指導主事】 今、委員がおっしゃったとおりの解釈でよろしいと思っています。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 60分の9ページの教職員人事管理経費についてお尋ねします。資料では校務支援システムに対する委託料が計上されています。まずこのシステムはどのような業務の効率化を目的として導入されているのか、また現在どのような業務で活用されているのかをお聞きします。

【山上委員長】 佐藤指導主事。

【佐藤指導主事】 校務支援システムの概要についてご説明いたします。教職員が行う全ての事務処理がそちらに入っていると想定していただければと思います。朝始まりましたら、欠席、出席の確認から始まりまして、そちらの出席簿の入力、それからお子様がテストですとか、日常に生活している中でいいところを見つけた場合には、いいところ見つけを教員が入力することもできます。それから学校の中での行事、スケジュール管理というものも、校務支援システム上で教職員全てが共有できる状態となっております。また、先ほどありましたが、耳鼻科健診などの健康診断の健診の内容につきましても校務支援システム上で入力し、そちらを出力して保護者の方にお知らせするという形を取っております。また、成績に関しても、そちらにテストの点数を入力し、成績が校務支援システム上で出力できる形、公簿になります指導要録、指導抄本など公簿の出力もこちらの校務支援システムから出力できるようになっておりまして、学校における教員が携わる業務全てを校務支援システムで今現在行っている現状となっております。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 要は一括で管理ができて、教職員の作業の煩わしさを取り除いて、多忙化解消につながっていると解釈しました。というのは、地元の教職員の方に話を聞くと、現場の教員の数が不足していて、すごく苦しいんだというような話を聞いていて、毎度毎度多忙化についてお聞きしているわけなんです。このシステムの導入によって、この効果について、町としてはどのような方法で効果について把握しているのでしょうか。そういった教員の声についても、そういった意見もくみ上げたりしているのでしょうか。その点をお聞かせください。

【山上委員長】 佐藤指導主事。

【佐藤指導主事】 校務支援システムにつきましては、教員のアクセス件数、アクセス時間、それからどの項目にアクセスしているかというものを事業者から随時報告を受けております。現在手元にある資料でいきますと、3月時点におきましては、成績の入力の件数が一番アクセスが増えているような状況でございます。実際に手作業で行っていたものを入力することで、これまで以上に時間が短縮されたということも現場でお聞きすることができていることと、それから情報の共有で校務支援システム上にある情報がある程度教員で共有ができておりますので、活用が進んでいるところでございます。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。そうすると教員の声も当然吸い上げていて、事業者からいろいろと報告があつて、どういう効果があるかというのは確認はできているんですけど、やはり生の教員の声聞くということが非常に大切だと思っているんですね。本当にもう崩壊しているなんていうような言い方をすると、そういうことを地元のある教員の方が言っていて、そういった声を拾い上げていただきたいと思うんですけども、相談する教員の方、多忙化とか、そういうことに関して、相談する場というのはあるんでしょうけども、どのように多忙化の解消の相談というのを今しているのか。この予算の中でも多忙化ということについては取り組んでいるとは思いますが、教員の生の声をどう吸い上げて、それを多忙化解消につなげていくかという考えを最後にお聞きします。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、教職員の多忙化についてお答えさせていただきます。県から教職員の働き方改革の補助金等がございまして、何を学校に入れたら先生たちの仕事の内容が改善されるかというものを導入するときも、まず最初に我々は管理職を通じてどういうものがあつたら時間が短縮できるかなというところは常に伺いながらやっております。また校務支援システム等についても、ICT担当者会に先生方が来てくれますので、実際どういうふうに使ったらもっと効果的になるのか、そういった内容も話題になったりしていますので、我々教育委員会としまして、先生方から直接お話を伺う機会は常々確保しているところであります。また、教職員の心身の負担による療休であるとか、休職も話題になっております。そうなる前に町としましては、町にいます相談員さんを子どもとか保護者だけではなく教職員の先生とも適宜面談をして、先生方の困り感を酌み取ったり、悩みを伺ったりして多忙化の解消に努めているところであります。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、次に、教育委員会小学校費、中学校費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

奥谷課長。

【奥谷教育政策課長】 それでは、2項小学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明いたします。タブレット資料は13ページ、小学校運営経費をご覧ください。こちらは小学校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬及び職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員及び学校用務補佐員の報酬と期末手当及び勤勉手当であり、共済費及び旅費は、会計年度任用職員の社会保険料等と通勤に係る費用弁償でございます。委託料は、学校事務補佐員と学校用務補佐員の健康診断実施のためのものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に資料の14ページ、健康管理経費については、児童の健康管理に係る経費でございます。主な内容は学校医、薬剤師への報酬、役務費は、教室の空気検査等の手数料及び日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金、委託料は、児童の定期健康診断に係る健診委託料等、使用料及び賃借料は、各校に設置しているAEDの借上料などでございます。備品購入費は、下表の特定財源に記載のとおり、市町村立学校働き方改革加速化補助金を活用してデジタル身長体重計を各小学校に1台ずつ購入するものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の15ページ、特別支援教育推進事業費については、一人一人のニーズに応じた教育を展開するため特別支援学級補助員を各校に3名配置しているところですが、各校1名の就労時間を増やし、支援の拡充を図ります。また、通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童への学習や生活を支援するため、ふれあい教育支援員を引き続き各校に2名配置いたします。報酬、職員手当等共済費、通勤及び

校外学習に随行するための旅費は、そのための費用でございます。備品購入費につきましては、特別支援学級及び通級指導教室で使用する備品を購入するものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の16ページ、小学校管理運営経費については、学校の運営や施設設備の維持管理に係る経費でございます。報償費は、卒業記念品の証書ホルダーの購入費、消耗品費は、コピー用紙や清掃用具等の購入費、印刷製本費は、卒業証書の印刷代、管理用備品の修繕料、役務費は、教室用カーテンのクリーニング代、ごみの収集運搬等の委託料、使用料及び賃借料は、コピー機及び印刷機借上料等、備品購入費は、管理備品として紙折り機を購入するものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の17ページ、グローバル教育推進事業費については、外国語教育の早期化、教科化に対して指導体制の充実を図るため、外国人指導者F L Tを各校1名配置してございます。そのF L T 5名分の報酬、職員手当等共済費及び旅費でございます。

次に、ICT教育の推進、機器の効果的な活用を図るための費用として、需用費の修繕料は、ICT機器故障時に対応するための経費、役務費は、インターネット回線使用料等の通信運搬費、委託料は、G I G Aスクール構想による校内ネットワークの保守、ICT支援員を中学校との兼務として2名配置、端末の年次更新作業や再設定等を行う端末設定運用委託料並びにタブレット端末機のヘルプデスクに係る費用、昨年度納入しました校内サーバーの保守、校内アクセスポイントの保守管理に係る費用を計上してございます。なお、ICT支援員は、ICT機器を活用した授業の機器操作補助のほかICT授業で使用するハードウェア、ソフトウェアの操作指導や児童へのPC操作指導補助、機器チェック、不具合発生時のメーカーとの折衝などの役割を担い、情報モラルを含む情報活用能力とともに、知識、技能、思考力、判断力、表現力等の必要な資質能力を育む教育の支援を行います。使用料及び賃借料では、教職員用パソコンの借上料などを計上しております。備品購入費につきましては、現在使用している学習用端末が令和7年度中に満5年を迎えたことから、昨年度に引き続き1年生から4年生の学習用端末を県の共同調達を利用して購入するもので、補償、補填及び賠償金は、授業目的公衆送信補償料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

続いて、資料の18ページ、小学校維持管理経費では、小学校5校の施設維持管理に係る経費を計上してございます。需用費のうち修繕料については、各小学校施設の緊急修繕のほか体育館のバスケットボールコートラインの修繕でございます。委託料は、消防設備やプールのろ過機、トイレ貯水槽の清掃、樹木剪定、学校警備、し尿浄化槽などの維持管理に係るものに加え、小規模修繕を実施するための委託料などがございます。なお、増減理由等については、備考欄記載のとおりでございます。

続いて、資料の19ページ、公共施設再編計画実施事業費については、令和8年度の前算額はございません。令和7年度に各小学校体育館屋根改修工事及び一之宮小学校北棟屋上防水改修工事を完了したことによる皆減でございます。

続いて資料の20ページ、教職員の働き方改革推進事業費については、教務リーダー及び教育相談コー

ディネーターを担う正規職員が受け持つ事業を分担する後追補充職員の報酬、職員手当、共済費で、旅費は、後追補充職員の通勤及び校外授業等随行に係る費用弁償でございます。

次に、2目教育振興費に移ります。資料は21ページ、就学援助等事業費については、経済的に困窮している家庭の保護者に対して、学用品や遠足、修学旅行等の校外活動などの援助をするための就学援助費及び特別支援学級に在籍する児童の保護者に対する就学奨励費でございます。令和8年度の対象児童数については、就学援助費では要保護・準要保護家庭の児童は243名、特別支援教育就学奨励費では、小学校の特別支援学級の対象児童は31名で予算を計上してございます。なお、増減理由については、備考欄記載のとおりでございます。また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の22ページ、教育活動充実事業費については、学校教育に必要な教材や備品、図書を購入し、学習環境の充実を図るものでございます。報償費は、地域のせんせいへの講師謝礼で、各教科や道徳、総合的な学習の時間及び補充学習などの教育活動の充実をさらに図ってまいります。需用費の消耗品費は、教材や副読本、学級増に伴う教師用教科書、指導書及びデジタル教科書等の購入費、委託料は、町営プール及び民間スイミングスクールを活用し実施する水泳授業及びそれに伴う送迎委託、使用料及び賃借料は、ポスタープリンターの借上料、備品購入費は、教材備品及び図書備品の購入を行うものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の23ページ、豊かな心・文化育成事業費については、子どもたちの豊かな心を育むための各学校の芸術鑑賞教室に係る経費への補助でございます。

続いて、資料の24ページ、少人数教育推進事業費については、算数等の授業において少人数学習を行うために雇用する少人数学習補充教員等を全校に配置するための報酬、職員手当等共済費及び通勤に係る費用弁償でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

以上で、2項小学校費の説明を終わります。

次に、3項中学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明いたします。資料の25ページ、中学校運営経費については、中学校3校の運営のために必要な経費で、主な内容につきましては、備考欄記載のとおりで、さきに説明させていただきました小学校運営経費と同様の内容となっております。

次に、資料の26ページ、中学校管理運営経費については、学校の運営や施設設備の維持管理に係る経費です。主な内容は小学校と同様でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の27ページ、健康管理経費については、生徒の健康管理に係る経費で、こちらも主な内容は小学校と同様でございますが、備品購入費は、小学校費同様に下表の特定財源に記載のとおり、市町村立学校働き方改革加速化補助金を活用して、デジタル身長体重計を各中学校に1台ずつ購入するものでございます。

次に、資料の28ページ、特別支援教育推進事業費については、小学校と同様に各校に3名の特別支援学級補助員を配置するための経費でございます。中学校全校への通級指導教室の設置に当たり、町長の施政方針にもありましたとおり、町内全ての児童生徒が一人一人の特性に応じた教育を受けることがで

きる教育環境を整えてまいりたいと思います。なお、増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の29ページ、グローバル教育推進事業費でございますが、こちらも小学校同様、外国人指導者を各中学校に1名ずつ常駐させることにより、指導体制の充実を図るものでございます。また、委託料は、小学校同様GIGAスクール構想による校内ネットワークの保守などがございます。中学校では、学習指導要領を踏まえて技術家庭科を中心にパソコン教室の環境を生かした学習活動を効果的に行うため、パソコン教室用コンピューターは引き続きリース契約を行ってまいります。備品購入費は、経年により使用不可となったアップルTVの買い替えを行うものでございます。負担金、補助及び交付金に関しましては、2年生及び3年生が英語検定3級以上を受験する際に3級検定料相当を助成するものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、資料の30ページ、中学校維持管理経費については、中学校3校の施設の維持管理に係る経費を計上してございます。需用費のうち修繕料については、各中学校施設の緊急修繕のほか体育館のバスケットゴールの修繕でございます。そのほかの主な内容は、小学校と同様でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の31ページ、公共施設再編計画実施事業費については、公共施設再編計画に基づき順次中学校の保全改修を行うものでございます。工事請負費については、各中学校の体育館屋根改修工事及び旭が丘中学校技術棟屋根改修工事でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、2目教育振興費に移ります。資料は32ページをお開きいただき、就学援助等事業費になります。令和8年度の要保護及び準要保護生徒、就学援助費の対象生徒としては184名、特別支援教育就学奨励費の対象生徒としては17名を計上しております。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の33ページ、教育活動充実事業費については、内容としては小学校と同様ですが、中学校には部活動があるため、部活動用の消耗品費なども計上してございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の34ページ、豊かな心・文化育成事業費では、豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成するための部活動、進路指導に係る経費の補助等を行ってまいります。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、資料の35ページ、少人数教育推進事業費については、中学校の数学、理科等の授業において少人数学習を行うための少人数学習補充教員を各中学校に1名雇用するための報酬、職員手当等共済費及び通勤に係る費用弁償でございます。

以上で、3項中学校費の説明を終わります。ここで一旦説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。
佐藤委員。

【佐藤委員】 大きく2点でありますけれど、小学校また中学校の維持管理経費で、18ページと30ページにございましたけれど、蛍光灯からLEDにするという工事は、ほぼ完了しているという理解でよろしいのかと思いますけれど、まずはその辺を伺いたいと思います。それとあと33ページの部活動の関係なんですけど、ここには地域の協力者の部活動日数の増加で予算立てはされているんですけど、報償費で。地域移行に関しては、ちょうど私は一般質問をやったものですから、そのときには方針だとか取組内容だとかスケジュールというのがまだまだ示されていなかったような気がするんですね。施政方針の中でもかなりこの部分に触れていて、どういうふうに進めるのか来年度についての目標なり何なりという、有形的なものや無形的なものでも構いませんけれど、そういったものがまず示せるのか伺いたいと思います。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 小・中学校の校舎のLED化につきましては、現在まだ全校的なLED化は行っておりません。公共施設再編計画の中でLED化を行っていくところでございます。蛍光灯につきましては、2027年には製造が中止になることで本来令和8年度に予定をしておりましたが、改めて国の補助金がつくということが分かったということと、あと直接工事でやるか、リースでやるか、全体的な金額を踏まえた中でLED化は行っていくということで、今回については今現在は見送っている状況でございます。ただ、蛍光灯が故障して、つかなくなったところにつきましては、随時LED化はしております。

以上です。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、2点目の部活動地域展開についてお答えさせていただきます。方針、スケジュール等については、明確なものが示されていないのが事実でございます。まだまだ部活動が学校の中で行えている、今回部活動の地域展開の1つの狙いは、生徒が少なくなってしまって、学校で活動がなかなかできないところを何とか解消するために、学校単位ではなく地域という単位で行えないかというところが1つの側面でもありますが、現在のところ町立中学校において生徒数はそこまで減っていないところから、学校の中で活動しているところでもあります。

しかしながら、働き方改革の側面で見ますと、推進していかなければならない、もしくは今後大きな課題となっていくところもありますので、部活動の指導協力者という形で、まずは指導者の確保を委員会としては一番に置いて、まず学校に専門的な技術の指導ができる方々を確保しているところであります。今後については、また国、県の動向も鑑みながら、寒川町の生徒にとって、子どもたちにとって、また先生方にとって、よりよい形を目指していきたいと考えています。

以上です。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 まず最初のLED化なんですけれど、十分ご承知だと思うんですが、2028年1月には、当然製造も終わるし、輸出入もできなくなるんですね。取り立ててPCBを使っているような蛍光管

はないと思うんですけど、健康被害が多いというようなものもあって、LED化は来年度には絶対に進めなきゃいけないものなんですよね。ですから、早急に答えを出して、年度内というよりも、規制の中では2028年1月にはというような限度が設けられているようなところがありますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。計画は早めにつくらないと駆け込み需要のように出てくるのではないかなと思いますので、その辺はしっかりと検討をしていただきたいなと思います。それと部活動の地域移行の関係なんですけど、まだまだ緊急性はないところであるんですけど、方針というのは出せるんじゃないかなと思うんですけど、今言ったような学校部活動の形を働き方と含めてどう考えていくか、施政方針の中にも書いてありましたけれど、やる気がある先生は、例えば積極的にやってもらうと、その中の課題は、残業時間になるのか、それとも部活動時間になるのかという課題はあろうかと思いますが、きちんと整理していったほうがいいんじゃないかなと思います。とにかく地域移行に関しては、方針、取組内容、スケジュールというのはセットで結構出ておりますので、早めに示せるような形にしていきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 LED化の検討につきましては、担当でも検討は進めております。1校当たりかかるところでは3,000万円近くLED化するのにかかってくることもございますので、国の補助金等に鑑みて速やかに取り組めるように準備を進めていければと考えてございます。

以上です。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 部活動の地域展開につきまして、町教育委員会としての方針、スケジュール等については、必要であるなど感じているところであります。今まで関係各課の連絡会等で現状等については把握してやってきたところですけど、次のステップに進めていかなければならないところもありますので、こちらは今後研究検討してまいりたいと考えています。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 3点あります。まず、60分の22ページなんですけど、委託料について、変更理由というのを具体的に教えてください。それと60分の24ページ、少人数学級に関して、これは中学校費の35ページにも及ぶ共通する話なんですけども、この狙いですね。まずその狙いをお伺いします。それと60分の34ページ、このまず内訳をお伺いします。

以上3点お願いします。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、先に2点目の少人数学習補充教員について、どんなことがというところですが、まず、ある教科において少人数で学習に取り組めるような形で規定の教員プラスアルファという形に入れております。どうしても今小学校35人学級、中学校も来年度から中学校1年生が35人学級となってきますが、1人の教員で35名から40名を教えていくということよりは、複数の教員で見えていく、それが学力向上につながっていければということも含めて少人数学習補充教員を入れております。

以上です。

【山上委員長】 明珍指導主事。

【明珍指導主事】 では、1点目の委託料の変更についてお答えさせていただきます。委託料の変更につきましては、水泳指導で令和7年度については、一之宮小学校と小谷小学校の2校が町営プールを利用し、寒川小学校の1校が民間のプールを利用しました。次年度令和8年度につきましては、寒川小学校が町営プール、一之宮小学校と小谷小学校2校が民間のプールを活用しますので、その変更に伴うことによる委託料の変更になっております。

以上になります。

【山上委員長】 中村主査。

【中村主査】 すみません。3つ目の質問にありました豊かな心・文化育成事業費に関する内訳について回答させていただきます。負担金、補助及び交付金といたしまして、まず吹奏楽部活動振興費交付金、部活動振興費補助金、部活動交付金、あと進路指導費交付金という4種類に分かれております。金額といたしましては、吹奏楽部活動振興費交付金につきましては、1校15万円を3校分、部活動振興費補助金につきましては、30万円を3校分、部活動交付金といたしましては、こちらは関東大会等に出場した際の交通費となっております、3万円、残りの部分で進路指導費交付金として上げさせていただきます。

以上になります。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 1点目については分かりました。水泳授業というのは非日常の運動になりますので、自己肯定感とか、そういったものの情操教育、そういうのに十分役立つと思いますので、これが中学校でないのは、部活動が始まるから、そっちのほうに委ねているということなんでしょうか。それを2点目にお伺いします。

それと2点目の少人数学習については、小学校においては算数、中学校においては数学と理科ということで、いわゆる理系ですよ。これは理系嫌いをその段階から防いで、国も言っているんですけども、理科系の人材を増やすところにつながっていくところがあるんだと思うんですけど、その辺の効果測定というのは新年度はどういうふうに行っていくのかというのを、分かる範囲で結構ですので、お答えください。

それと3点目、内訳は分かりました。残りが進路指導、冒頭の3つは分かったんですけど、残りの進路指導は、進路指導は否定するものじゃなくて、当然大事な高校へのステップになる非常に重要な指導だと思うんですけど、それにお金がかかるというのはどういった、例えば交通費とか、そういうところになるのでしょうか。それだけ教えてください。

以上です。

【山上委員長】 明珍指導主事。

【明珍指導主事】 では、1点目の水泳指導についてお答えさせていただきます。小学校の水泳指導につきましては、子どもたちが水に慣れる、水に親しむため、着衣泳も含め安全に水で過ごせるような指導を行っております。中学校につきましては、町内の中学校には水泳のできる場所はないので、中学

校の保健体育の授業において学習指導要領についても水の事故防止に関する指導であったり、また県からの通知で海や川で過ごすときの安全指導についても学校で指導を行っております。また、保健の分野においても応急手当てに関する指導も行っておりますので、中学校ではそのような学習内容で取り組んでいるのが現状でございます。

以上になります。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 まず2点目の少人数学習補充教員についてですが、先ほど理系というお話がありました。どうしても算数、数学は1つつまずいてしまうと、そこから苦手意識が生まれ、なかなか主体的に学習に向き合えなくなってしまうところもありますので、そういったところを、理系になりますけど、つまづき解消のために尽力していただいているところでもあります。効果については、ここでは明確に何で効果を上げているとは申し上げられないんですけども、少なからずきめ細かいとか、少人数ですので、一人一人に応じた形で先生が子どもに寄り添ってくれているところでもあります。

【山上委員長】 中村主査。

【中村主査】 3番目の進路指導費交付金がどのようなものに使われているのかお答えいたします。基本的には進路が決まった後、高校を受験する志望校に対し調査書等をお送りしているんですけども、そちらの郵送料や封筒代で活用しております。

以上になります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 まず、小中共通しているもので、事業費で申し上げさせていただきます。健康管理経費、この辺について去年の決算のときも聞いたんですけど、生理の貧困の生理用品のことについて伺います。決算では今後検討研究するというような答弁をいただきました。それを踏まえて今年度の実態把握を踏まえて、現時点でどのような対応が取られているのかというのを1点聞きます。

それと、特別支援教育推進事業費についてお尋ねします。これは町長の施政方針では、特別支援学級補助員の勤務時間を拡充し、通常学級との交流授業に児童生徒がより円滑に参加できる体制を整えとされています。勤務時間の拡充によって学校現場ではどのような支援体制の充実を図ろうとしているのか、授業の目的と狙いについてお願いします。それと就学援助等事業費についてです。今回の資料では、扶助費が前年度と比べて増額となっています。去年に比べて。その増減の理由として、支給件数及び金額を精査したためということになってはいますけども、これまでの予算審査では就学援助の対象人数や支給額が減少しているという説明も去年辺りあったんですけど、今回増額になった理由についてどのような見込みの変化があったのかお願いいたします。それと少人数教育についてです。この事業では少人数学習補助員を配置して学習支援を行うとされていますけども、まず現在町内の学校において補助員をどのように配置されているのか、人数や配置の状況について説明をお願いします。

以上4点です。

【山上委員長】 佐藤指導主事。

【佐藤指導主事】 ご質問のありました生理用品についてお答えいたします。寒川町においては、生

理用品が必要になった児童生徒が必要になったタイミングで保健室に来室し、受け取るという対応を取っております。養護教諭から直接受け取ることでコミュニケーションが生まれ、月経などの身体的なこと、また生活上の困り感などを相談するきっかけともなっております。実態についてですが、子どもたちの中では保健室で生理用品を受け取ることができることは周知の事実となっており、もし本人が受け取れない場合であっても、友達が受け取りに来るなどトイレに生理用品がないことでの不満や困り感などは特に上がっておりません。今後もこれまで同様の対応を継続していく方針であります。

以上になります。

【山上委員長】 中村主査。

【中村主査】 私からは、2番目の特別支援学級補助員の件と4番目の少人数学習補充教員、もしくは補助員の件について回答させていただきます。まず特別支援学級補助員に関してですが、現在各校に3名ずつではありますが、お一人につき3日間勤務していただいております。そうなりますと、例えば2人ずつ配置していったときに週5日間で計算いたしますと、1日だけ1人しか配置できない日が現在ございました。そうなりますと、例えば通常級に交流したいというようなお子様がいたときに、1人であればついて行くことが可能なんですけども、お二人の方が交流したいという話になったときには、行ってあげることができないような状況がございましたので、1人の方につきましては、週4日勤務できるような形で今回予算を計上させていただいております。その結果、毎日必ず2人の補助員が配置されるような形になりますので、今までよりも円滑に一人一人の状況に合った補助ができるかと考えております。4番目の少人数学習補充教員及び補助員の配置状況に関しまして、現在全校で、小学校につきまして、まず5校につきましては、3校はお一人の方が配置されておまして、週に28時間勤務となっております。残りの2校に関しましては、2人ずつ配置しておまして、お一人15時間勤務となっております。中学校に関しましては、各学校1名ずつになっておまして、お一人28時間勤務となっております。

以上になります。

【山上委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 私からは、3点目、就学援助に関するご質問にお答えさせていただきます。前年から比べ増額している理由としましては、令和7年度予算に比べ認定者の人数について、小学校費、中学校費共に増員を見込んでおります。こちらについては、平成7年度の予算としましては、小学校費で212人、これを令和8年度としては227人としております。そして中学校費については、令和7年度164人、これを令和8年度予算としては154人としております。これというのが例年の認定率をおおむね見込んで試算しているものでございます。また、人数が増えたことにより当然支給額も増えてくるところなんですけど、このほかに最近修学旅行だとか、遠足にかかる費用というのが少しずつ上がってきているという状況がございまして。これは物価高騰にも関係してきているところなんですけど、これについてはかかった実費分を支給するという形になっておりますので、それらが総体的に増えてきているというのが現状でございます。そういった実績を踏まえまして、小学校費では351万円の増額、そして中学校費では約350万円の増額を見込んでおります。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 生理用品については、いろいろと保健師さんが相談に乗って、そこで対応しているということでしたけども、考えとしては、保健室対応のみということになると思うんですね。保健師さんがいるところですから。そうなる友達とは言っていましたけど、それでもいろいろな関係で友達と相談できない子もいるかもしれないので、取りこぼしを生じるという可能性があると考えたりするんですけど、今後保健室での対応と併用する形でトイレ設置を含めた利便性の向上という取組を引き続き研究を進めることについてお尋ねします。あとは特別支援教育推進事業費については、分かりました。この取組によって特別支援学級の児童生徒が通常学級との交流により参加しやすくなるなど、そういうことが狙いだと思うんですね。どのような効果を期待しているのか、教育委員会の立場から見解を伺います。あと就学援助については分かりました。前回たしか制度が変わったという説明、その辺は確認しなかったんですけど、その制度が変わって減少したと聞いた覚えがあるんですけど、その辺をもう一度確認させてください。それと少人数教育については、分かりました。少人数教育推進事業費については結構でございます。3点お願いします。

【山上委員長】 予算という形での質疑ということでお答えいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

佐藤指導主事。

【佐藤指導主事】 1点目の生理用品についてのご回答をいたします。決算特別委員会の後調査研究した結果といたしましては、実際に学校のトイレに生理用品が置いてある自治体の方からお話を聞く機会がありました。学校のトイレに生理用品が置いてあることは、わざわざ生理用品をトイレに持っていく必要もなく簡易的で利便性が高いという捉えでございました。子どもにとってもよいこととして実際捉えられておりました。しかし、いつもいる学校のトイレにいつも生理用品がある、生理がいつ来ても困らないと認識している子どもたちは、月経の周期に合わせて生理用品を準備する習慣を身につける機会を失ってしまい、出先で急に月経が来ても生理用品を持ち合わせていないというような状況が生じてしまっていたようです。月経が始まって間もない児童生徒にとって、これから長い年月にわたって付き合い合っていく月経に対して、周期に合わせて生理用品を準備する習慣を身につけていくことはとても重要なことであり、自分の体に向き合う大切な時間でもございます。今後子どもの実態に応じた対応ということで、今後も調査研究を続けていきながら対応を考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、特別支援学級の補助員の支援体制の効果について、まず交流に行けるということは、その子の得意分野ですとか、様々な可能性を大きい集団の中で学習ができるというところでは、あらゆる効果があるかなと思います。また、交流に行くお子さんだけではなく、通常学級においても交流が盛んにされることによって、インクルーシブ教育の推進にもつながっていくところでもありますので、様々な面で交流の機会が確保されることがいいことだと考えております。また、全て交流のためだけではなく、日頃の特別支援学級の生活の中でも自立に向けた支援も補助員さんの方たちにはや

っていただいておりますので、様々な生活、学習面の自立に向けて取り組んでいっているところであり
ます。

以上です。

【山上委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 それでは、就学援助の関係のご質問にお答えさせていただきます。ご質問のありま
した制度の改正の話ですが、令和6年度に確かに認定者の認定基準というものが大幅に変わっておりま
す。その関係で令和7年の予算をこちらで審査していただいた際には、人数が大幅に減りますというご
説明をさせていただきました。その後なんですけれども、昨年9月の補正のときに、結果、そのときの
当初認定とすると、令和7年の当初予算では例えばでいうと小学校では212名の認定の予定だったもの
が実際には240名という人数になっておりました。結果、蓋を開けてみたら、少し人数が増えていたと
いうことで、実は令和7年9月の補正のときには増額の補正をさせていただいている次第でございます。
今回の令和8年の予算については、それぞれ卒業されて新入学でまた入って来たりしますので、学年に
よって人数が多い少ないがございます。そういったところで全体の認定率を加味しながら人数を想定し
た結果、令和7年の当初予算よりかは人数が増えるであろうというような想定をさせていただいている
次第です。

以上になります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 幾つかございます。よろしくお願いたします。前段の委員の方たちが質問されてい
たこともありますので、もしかしたら重複することもあるかもしれませんので、お許ください。まず、
60分の15ページ、特別支援教育推進事業費、新たに中学校3校に通級指導が設置されますが、担当する
教員の方は特別支援教育に関する知識、専門性が求められます。これは当然のことなんですけど、その
ような専門性のある教員の方がもちろん配置されるものと考えていいのか、また専門性を高めるための
教育の研修を頻繁に行うように考えているのか、その取組について教えてください。

2点目です。教職員の働き方改革推進、これは実は先ほどの校務支援システムのときに質問しよう
と
思っていたんですが、こっちがあったのでまとめて質問させていただきます。後追い補充教員というの
があります。まずこれは具体的には業務内容としてどういうことをやっていたらいいのか教えてください。

それから3点目、60分の33ページ、教育活動充実事業費、佐藤委員から先ほど地域の部活動の話が出
ましたけども、もうちょっと詳しく、部活動指導協力者の報償費というのがありますけれども、この協
力者の全体人数と配置の状況、1人当たりの謝礼額について教えてください。

それから4点目なんですけど、これは予算書に入っている内容を俯瞰で見た感じの質問になってしま
うんですけども、今まで少人数教育であったり、FLTを各校1人置いてグローバル教育であったり、
それからこれは国が進めたICT、GIGAスクール、これなんかもやってきて、寒川町は特にFLT
が売りになっていると思っていますが、次の売り、寒川町の教育の売りを何にしていくべきかというよ
うな何か目標みたいなものは今あるのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

以上4点、お願いいたします。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、まず1つ目の自立の教室についての教職員の配置につきましては、これはもちろん専門的な知識であるとか、指導実践のある先生でないといけないとこちらも考えておりますので、そのような配置をしていくところです。とはいっても、今まで通級指導教室はどうしても教員と子どもの1対1というところについては、それぞれの支援計画等を立てていくことでもありますので、現在小学校で既に行っておりますことばの教室の先生方とも連携しながら、また我々教育委員会としましても月1回の研究、研修を設けていけたらと考えているところであります。

続いて、2つ目の後追い補充教員ですが、1名の教員を加配したところ、その先生にもともと教務主任、教務的な仕事をやっている先生と教育相談コーディネーターの先生が持っているもともとの授業を少しずつ加配の先生、補充教員に担っていただいて、教務リーダーの先生と教育相談コーディネーターの先生の授業数を削減することによって、それぞれの教務であるとか、教育相談が円滑に回るような形で負担軽減を図っているものとなっております。

続いて、3点目の部活動指導協力者につきましては、人数的なところで申し上げますと、現在寒川中学校で9名、旭が丘中学校で4名、寒川東中学校で8名が今協力者として行っております。1回の報酬が3,000円となっております。すみません。先ほど人数を申し上げましたが、年間1人当たり35回という形で今年度予算をいただいておりますが、35回1人分を2人で割った形で、年間17回、18回みたいな形で、実際もともといただいている予算の人数より今お伝えした人数が多いんですけども、1人当たりを2人に割った形でやっていただいているという状況であります。

4点目のFLTの次にではありますが、今現在でどうこうとお伝えできないところはありますが、寒川町のスケールメリットは十分に売りではあるのかなと思います。また、小学校、中学校がこの町の中に比較的近い形でありますので、いい形で連携等々ができたらいいなと考えているところであります。

【山上委員長】 高橋教育次長。

【高橋教育次長】 今回の4点目のご質問の補足をさせていただきたいと思います。かねてから議会の皆様にも様々な面での予算もお認めいただいて、一例を出していただいた少人数の関係とか、FLTとか、GIGAの関係等いろいろな教育活動を展開させていただいております。その目的は、当然初めに子どもたちありきということで、子どもたちを真ん中にして寒川町ならではの教育活動をしっかり展開しております。花山教育長になられてからも所信表明の中でも述べられていましたけども、子どもたちをしっかりと育てていくためには、その担い手となる教職員、他の職員も含めて、教員の力を上げていくということが最も大事でありまして、そのためにここにいる指導主事の先生方も含めて教育長も、なるべく学校現場に赴いて、先ほどの様々な教員の悩み等もどう把握しているのかというご質問もありましたが、とにかく現場に足を運んで、いろいろな先生方、子どもたちも含めてですけども、コミュニケーションを取りながらしっかりやっていくということでもありますので、これは現在進行形で取り組むべきことだと思いますので、教員力の向上ですとか、ひいては学校力の向上、これが次に、今も取り組んでおりますけども、それを共通認識で捉えて、しっかりと取り組んでいくということが、これから引き続き目指していく力を入れていくべきところかなという認識であります。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。ありがとうございます。1点目については、結構でございます。2点目、60分の20ページの後追い補充教員は、分かりました。基本的には負担軽減にはなっているんですけども、先ほどの校務支援システムも確かにそうなんですけれども、考えてもらいたいの、こういう考え方ができないのかということなんですけど、僕、今回の予算委員としてA Iエージェントという言葉を使っているんですけども、ワードをかなり使っているんですが、教育系のA Iエージェントを活用するという、これで教職員の働き方改革につながらないかということ、これをI C Tの関係の方たちと一度しっかりと考えてみていただけないかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

それから、部活動の関係ですけど、具体的な指導内容は本当にそのままがつり指導しているのか、それとも先生ほどではない指導で、周りで見ているだけなのか、その辺を教えてくださいませんか。

それと4点目に質問いたしましたのは、これから次の売りをどうするかというところなんですけど、実は前々からずっと思っていたことがあって、寒川の3つの中学校のうち2つの学校の校長が、たしか、アート系と言っちゃ変なんですけども、アート系の教科を教えていらっしゃったと思うんですね。売りになるかどうか分からないんですけど、絵は描けないけどデジタルで絵を描ける、要するにデジタルアートみたいなところを寒川町の売りの1つにしていくべく研究検討みたいなものをぜひ、校長先生2人がアート系ですから、といっても、どちらかというデジタルが始まった時代の人たちだとは思いますが、その方たちの意見も聞きながら、そういったところに入っていただけないかなとご提案させていただきたいんですが、本来総括でやれという話なんですけども、あえてここでやらせていただきますが、いかがでございますでしょうか。

【山上委員長】 三浦指導主事。

【三浦指導主事】 A Iエージェント等についてお答えさせていただきます。委員のおっしゃるとおり、A Iエージェントは様々な企業等でも今使用されているというのは承知しているところであります。広い意味でA I、生成A Iも含めて、学校現場とコミュニケーションを取りながら聞いていると、様々な授業の中で一部の先生であります、使われている、使っているという話は聞いている、もしくは研究授業等でも目にしているところではあります。

一方で、学校教員には様々な先生方がいらっしゃり、そういった新しい機器等に対して慣れていない方がいるのも同時に聞いております。今I C T関係の事業者等とも相談させていただきながら今後の方針を考えているところではあるんですけども、こちらとして気を付けているというか、考えなきゃいけないなと思っているのは、現場で例えば5年前からi P a dが導入されました、校務支援システムも入りましたということで、かなり仕事のやり方が急速にこここのところ変わっていて、学校現場でそれに慣れたなと思ったところでまた新しい機器が入るといった状況もあるので、困っている先生もいると聞いておりますので、今、委員がおっしゃったような部分に関しても、導入の方向性は検討していくと同時に、現場がきちんとそれを受け止める、そういった状況を見たり、もしくはI C T支援員も含めてフォローもしっかりしていきながら検討していきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、部活動指導協力者の指導内容につきましてですが、基本的にこの方々は皆さん専門家となっておりますので、ただ、顧問より上というわけにはいきませんので、先ほど人数をお伝えしましたが、実は運動部だけではなくて文化部の方たちもいらっしゃいます。中には自分でそれでお金を稼いでいるような本当にプロフェッショナルな方もいますので、1つの考えとしては、今顧問の先生がその専門のスポーツだったり、種目だったり、文化活動であったりじゃなくても、そういう専門家が専門的な指導をしてくれるような立場でいてくれています。また、顧問が専門家で、さらにプラスアルファの顧問というような形で人数の純増、またこの指導協力者は引率も可としておりますので、先生がもし引率できない場合にはこの方が顧問の代わりに引率するような形で指導内容を担っていただいております。

以上です。

【山上委員長】 高橋教育次長。

【高橋教育次長】 私からは、4点目のデジタルアートに力を入れることを売りにしてはどうかというご提案についてお答えさせていただきます。委員ご指摘のとおり、今現在3中学校のうち2校の校長先生につきましては、美術系の科目を担当、そういうご経験のある先生方でございますので、いろいろな民間企業でもデザイン志向というような、そういった視点を経営を取り入れているという状況も多分にごございますので、この点については持ち帰らせていただいて、こういったご提言についてお二人の校長先生にもご意見を伺うところから始めさせていただければと思います。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 2点目と4点目は最後にまとめて言いますので、3点目の部活動の件です。分かりました。それはそうです。すごいなと思うんですけども、1つだけ最後になるんですが、教職員の方たちは、そうすると、この方たちに任せると、その時間が空くわけですね。その時間をどのように使われているかとか、これをより有効活用すべく時間を使っているのか、その点だけお聞かせください。

それから、AIエージェントの話と、それからあと今のデジタルアートの話なんですけども、一言で言うならば、僕がよく使う言葉ですけど、テクノロジーとイノベーションにあらがうと10年遅れますから、これだけは言うておきます。分かります。そういう先生がいますよね。私は苦手だと、僕もウインドウズを入れたときに、その研修のときに心臓を押さえて出ていったおじさんがいたのを今でも覚えていますけども、本当にわざと出ていったんですけども、そういう時代があったのを覚えていますけど、でも、今ここまでAIというものが進んできている中で、テクノロジー、イノベーションが進んでいる中で、それにあらがうと間違いなく10年遅れるということだけは申し上げておきたいと思います。なので、お答えは、教職員の方がどのようにされているのかについてお答えいただければと思います。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 部活動指導協力者の有効活用についてなんですけども、今年度部活動の顧問をやった先生方にアンケートを取らせていただきました。部活動が生徒の心身の発育、発達とか社会性の成長に

つながっているが、ほぼ100%先生方もそう感じて、有意義なものだと、そういった中で、じゃ、こういう方たちをどう活用しているのかといたしますと、本当にこの方が来てくれている日は、顧問の先生は活動場所に行かずに、もちろんほかの業務、例えば学級の子と面談したりとか、次の日の授業の準備に充てている方もいますし、指導者が多いことにこしたことはないという側面から、さらに自分も行って、この方も行って、より手厚く指導している、この2つのパターンがあるんじゃないかと考えているところですよ。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

なければ、吉田副委員長。

【吉田副委員長】 教育次長に先ほど思いを語っていただいた後に質疑をするのは非常に恐縮するところがあるのでございますけれども、1点だけ。大きく言えば、これは小中共通のところでございますが、教育活動事業費の中で質疑するべきかなというところがございまして、間違っていたら言ってください。1点、私も、地域のせんせい活用事業でございます。予算委員会ですので、増減の1,147万円の範囲内でお尋ねさせていただければと思いますが、先ほど同僚委員の答弁の中でも内訳等を聞くことができましたので、ただ、その中で私が聞こうと思っていたのが、要するにこの金額で足りますかという話の中で、これを2つで割っているという話を聞きましたので、本来であればもっと需要があって、それにつけられたらもっとよろしいんだろうなというところは見え隠れしたんですけども、その辺の見解、本当だったらもっといろんな人、活用したい人がたくさんいるけど、次年度はこの予算で根拠なんだよということなのかが1点、お聞かせいただければと思います。

もう一点、これはここで聞くべきかというところがあるんですけども、これもいろんな委員がお話をしているところではございますが、子どもの登下校に関する安全関係でございます。これに関しても地域の方が見守ってくださっていたり、防犯ブザーをつけてくれたり、環境の整備はしてくださっているところはあるんですけども、ここでまた道交法がいろいろ変わっていく流れの中で、必要なものであったり、注視しなくちゃいけないものがあるだろうなど、交通ルールの教育対策的なものを、これがどこまで教育活動の充実なんだと言ってしまうと、ちょっと分からないんですが、どこかで計上されているのかという2点をご質問させていただければと思います。

【山上委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 それでは、部活動の地域協力者の次年度に向けてなんですけれども、先ほど委員からもあったように、正直なところ、今年度年間35回で予算をいただいておりますが、35回を超えてしまっていて、それ以降は別にあります地域のせんせいという形で、ボランティアでやっていたりの方も中にはいます。それから別のお仕事をやられていて土日の週1回、もしくは大会のときには土日と続くところもあったりするので、そういったことに鑑みて今回35回から50回に回数を増やさせていただいたところと、あとはまた実績的に今年度21名配置することができましたので、前回よりも人数を増やした形で、また指導者の確保に努めていけたらという考えで、このような形となっております。

以上です。

【山上委員長】 明珍指導主事。

【明珍指導主事】 　では、小・中学校の児童生徒の登下校の交通安全について回答させていただきます。現在寒川町では、関係各課と連携しながら児童生徒が安全に登下校できるように取り組んでいるところです。また、現在小学校では、茅ヶ崎警察と連携しながら1年生においては歩行訓練を実施しております。3年生においては、自転車の安全な乗り方の自転車教室を現在やっているところであります。また、中学生の自転車の乗り方ということで、これから道路交通法も変わるので、現在中学校の児童生徒の安全な自転車の乗り方、登下校と絡まないところもあるんですけど、交通安全の指導について現在取り組んでいる状況となっております。

【山上委員長】 　三浦指導主事。

【三浦指導主事】 　私からは、今のことについての補足という形で1点ご説明させていただきます。町では教育講演会ということで、夏休み等を利用して教職員、もしくはPTAと保護者の方や町民の方向けに講演会を行っているところですが、今回道路交通法改正、それから部活動等の関係もありますので、自転車に関して交通安全の観点から教育講演会をそれをテーマにして行うことを今計画しております。

　以上です。

【山上委員長】 　吉田副委員長。

【吉田副委員長】 　交通は今いただいたお答えで結構です。私も今子どもとの関係で朝旗なんかを振っていると、今後どう、寒川はそういうところがありますし、今時期柄3月というのがありますが、危ない車もあるので、よく気をつけていただければなと思いますし、必要があればまた我々としても提案していこうと思っておりますので、この件についてはご回答いただかなくて結構です。先ほどの地域のせんせいの件につきまして、次年度は回数を増やして対応するということをございました。これも本当に諸先輩議員方も含め、また今回同僚議員もいろんな角度から言っているところをございます。私も申し上げたところをございました。部活があるなしで学校を選んでしまうところも過去には潜在する問題としてあるように聞いていたようなところをございますので、こういったことで多様化するニーズに対応できるようになるのはすばらしいとは思いますが、また、多忙化する先生の環境が改善されるというのは本当に喜ばしいことをございます。

　ただ、適切な、お金でやっただきさっているばかりではないというのは、重々理解はしております。本当に思いがなければやれないところをございますし、ただ、環境はちゃんと整えないと、そういった人たちのせっかくの技能も生かせないと思いますから、この予算付けがこれで足りていますかという視点で質問させていただいたところをございますので、今回50回でございましたけれども、まだ各学校に先生の偏りがあるようをございますから、この件だけ改めて今思っているところ、見込み、見解があればお尋ねさせていただければと思います。

【山上委員長】 　高橋指導主事。

【高橋指導主事】 　学校ごとに先ほど人数の違いがありましたが、今年度引き受けてくださっている方々は、実は昨年度までボランティアという形で長年携わってくれている方が多々いますし、今年度この制度ができたことによって新たに子どもたちとか学校に少しでも協力するよという協会の方とか、いろんな方が入ってきてくださっています。人数については、実は先ほど1人の人数を2人で割っている

部活動が、寒川中学校と東中学校で多めにいますので、人数の差が見られるのかなと思っています。来年度については、また校長先生方とも既にこれは次年度今後継続して下さるのか、また新たな方とか、そういった形で調整しながら、必要な学校に必要な人数を割り当てていけたらと考えているところです。以上です。

【山上委員長】 以上で、教育委員会小学校費、中学校費の審査を終わります。暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、教育委員会社会教育費、保健体育費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

奥谷教育政策課長。

【奥谷教育政策課長】 それでは、4項社会教育費に移りまして、1目社会教育総務費からご説明いたします。

タブレット資料は36ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは生涯学習課職員の人件費でございます。

次に、資料の37ページ、生涯学習振興事業費については、生涯学習の情報提供をはじめ様々な生涯学習事業を推進するものでございます。報償費は、講座等の講師謝礼、町の生涯学習講座等へ参加した子どもたちを奨励するゆうゆう学園修了者への記念品代、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、子ども情報紙すきっぷの用紙代、役務費は、事業に係る連絡用の切手やはがき代でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の38ページ、社会教育委員活動事業費については、社会教育法及び寒川町社会教育委員条例に基づいて配置している社会教育委員の活動に係る費用で、委員への報酬、県の研修会等への参加に伴う旅費、県社会教育委員連絡協議会への負担金でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、39ページ、社会教育関係団体活動支援事業費については、社会教育関係団体の活動支援のための町PTA連絡協議会及び町婦人会への活動補助金でございます。町PTA連絡協議会につきましては、令和7年度の補助金申請実績額が減少したことに伴う減額でございます。

次に、資料の40ページ、社会教育総務事務経費については、職員が会議や研修会等に参加するための旅費でございます。なお、増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の41ページ、ふれあい塾運営事業費については、地域の方々にご協力いただき各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供するものでございます。報償費は、ふれあい塾指導員の謝礼、需用費の消耗品費は、児童の遊具、医薬材料費は、参加者の医薬品代、役務費は、ふれあい塾指導員等の保険料、使用料及び賃借料は、ふれあい塾に設置した携帯電話のレンタル料で、令和8年2月より各小学校に設置しております。負担金、補助及び交付金は、放課後子ども総合プラン運営委員会に出席する委員への行政ポイント負担金でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の42ページ、青少年育成事業費については、青少年に関わる各種事業を実施することで青少年を取り巻く社会環境の改善に努め、青少年の健全育成を推進する事業でございます。報酬は、青少年問題協議会委員への報酬、報償費は、青少年指導員への謝礼、旅費は、職員が県の青少年指導員連絡協議会等へ出席するための普通旅費、需用費の被服費は、青少年指導員の改選に伴いポロシャツを貸与する被服代、役務費は、はたちのつどいの案内用はがき代と青少年指導員の傷害保険料でございます。委託料は、主な内容に記載のとおりでございます。負担金、補助及び交付金は、単位子ども会への補助金及び青少年指導員連絡協議会への交付金及びジュニアリーダーへの行政ポイントを付与する負担金でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の43ページ、青少年広場維持管理経費については、大蔵の青少年広場の維持管理を行うものでございます。需用費の消耗品費は、賃貸借契約に伴う収入印紙代、広場の整備に伴うネットの購入、光熱水費は、電気料及び水道料、役務費は、防犯カメラの建物火災保険料、委託料は、広場の維持管理、除草業務、公衆トイレの清掃業務委託料、使用料及び賃借料は、青少年広場の土地借上料とAEDの借上料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の44ページ、ちびっこ広場維持管理経費については、町内に3か所あるちびっこ広場の維持管理を行うものでございます。需用費の消耗品費は、ネットの購入費、委託料は、広場の草刈りなどの清掃委託料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2目文化財保護費に移ります。資料は45ページをご覧ください。文化財保護事業費については、文化財保護委員への報酬のほか、報償費は、岡田の大神塚発掘調査の指導者等への謝礼、委託料は、大神塚保存や開発等に伴う埋蔵文化財の調査、負担金、補助及び交付金は、祭りばやし保存会連合会への補助金でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料は46ページ、文化財学習センター事業費については、役務費は、同センターの建物火災保険料、電話及びインターネット回線使用料でございます。

次に、3目公民館費に移ります。資料は47ページをご覧ください。公民館運営事業費でございます。町民センター及び公民館の運営管理については、平成29年度から指定管理者制度を導入し、令和8年度は2期目の最終年度となります。役務費は、町民センター及び各公民館の建物災害共済の保険料、委託料は、公民館の運営管理を行うため指定管理者へ支払う指定管理料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の48ページ、公民館維持管理経費でございますが、使用料及び賃借料は、北部公民館の駐車場用地の土地借上料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の49ページ、公共施設再編計画実施事業費については、次年度に工事を計画している北部公民館、南部公民館の防水改修工事のための設計委託を行うものでございます。なお、増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、4目図書館費に移ります。資料は50ページ、総合図書館運営事業費でございますが、寒川総合

図書館の運営管理については、公民館と同様令和4年度から2期目の最終年度となります。役務費は、総合図書館の建物災害共済の保険料、委託料は、図書館の運営管理を行うため指定管理者へ支払う指定管理料でございます。使用料及び賃借料は、令和7年度から開始したLED照明器具の長期リース料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の51ページ、総合図書館維持管理経費でございますが、工事請負費については、総合図書館の冷温水発生機分解整備工事でございます。公有財産購入費につきましては、総合図書館は、神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用し、企業庁から町が施設を買い取る形となっていることから、平成18年度から令和8年度までの償還計画に基づき図書館施設購入償還金として令和8年度分を支払うものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、52ページ、公共施設再編計画実施事業費については、次年度に工事を計画している総合図書館の屋根改修工事のための設計委託を行うものでございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、5目文化生涯費に移ります。資料は53ページ、地域文化振興事業費をご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、寒川町文化連盟への支援、また地域の文化振興を図り文化を通じ交流を深めるための事業でございます。委託料は、寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催事業の委託料、負担金、補助及び交付金は、寒川町文化連盟への補助金でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

以上で、4項社会教育費の説明を終わります。

次に、5項保健体育費に移りまして、2目体育施設費からご説明いたします。資料は54ページ、学校体育施設開放事業費をご覧ください。こちらは地域住民のスポーツレクリエーション活動の場として利用を図る小・中学校の体育館、屋外運動場、南小学校ふれあいホール及び寒川中学校、旭が丘中学校の夜間照明施設の開放利用に係る事業費でございます。主な内容及び増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、3目学校教育給食費に移ります。資料は55ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは寒川学校給食センターに配置する事務職員、栄養士と給食調理員計21名の人件費でございます。

次に、資料の56ページ、学校給食総務経費については、学校給食の事務のうち主に学校給食費の管理に係る費用でございます。役務費については、給食費通知用の郵送料など、通信運搬費及び給食費口座振替等の手数料、委託料については、給食費の賦課徴収システムの保守委託料でございますが、システムの標準化に伴いデジタル推進課へ移管したことによる皆減でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の57ページ、給食センター運営管理経費については、学校給食提供を行う上で必要な運営管理及び寒川学校給食センターの施設運営管理に係るものとなります。報酬、職員手当等共済費は、給食調理補助員の雇用に係る経費、需用費は、洗剤、手袋、マスクなどの調理に用いる消耗品や施設利用に必要な消耗品の購入費のほか、公会計として扱う食材費を食糧費、栄養士や調理員が使用する厨房靴

などを購入するための被服費を計上しております。委託料は、給食調理補佐員の健康診断、配送配膳等の業務、衛生管理上必要な職員の検便検査、栄養管理システムの保守、調理着等のクリーニング及び衛生管理等の指導業務や研修などの委託を実施するためのものがございます。こちらで計上している調理着等のクリーニングにつきましては、債務負担行為でございます。予算書の6ページ、第2表債務負担行為の表中一番下の学校給食センターユニフォームレンタル等業務委託料で、令和8年度から令和11年度にかけて3年間を債務負担行為とするものがございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

また、本経費の特定財源については、下表に記載のとおりでございますが、歳入番号①、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,934万2,000円、②の給食費負担軽減交付金1億4,065万4,000円を町立小学校に在籍する児童の保護者負担の軽減を通じた子育て支援の観点から全額給食食材購入のための食糧費に充当しており、令和8年度については小学校給食費を実質無償化いたします。

次に、資料の58ページ、給食センター維持管理経費については、給食センターの施設の維持管理に必要な経費を計上しておりまして、使用料及び賃借料は、給食センターの用地借上料、厨房機器生ゴミ処理機、事務備品、ICT機器などのリースによる借上料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。また、本経費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の59ページ、公共施設再編計画実施事業費については、神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業の活用により建設を進めた学校給食センターを企業庁より取得し、債務負担行為により設定した購入費の償還を行う事業費でございます。

なお、本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

以上で、5項保健体育費の説明を終わります。

続きまして、資料の60ページをご覧ください。教育委員会が所管する歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。13款使用料及び手数料1節小学校使用料の218万4,000円と次の段、2節中学校使用料の103万2,000円の行政財産使用料は、学校に勤務する教職員等の通勤車両の駐車に係る使用料等でございます。同じく3節社会教育使用料の4万8,000円の行政財産使用料は、町民センターなど社会教育施設敷地内に設置されている自動販売機等の設置使用料でございます。

次に、16款財産収入文化財刊行物売払収入の2,000円及び教育史刊行物売払収入の3,000円は、冊子「さむかわの文化財」など教育委員会で刊行している書籍の売払収入でございます。

次に、20款諸収入7節教育費雑入の実習生受入謝礼1万円は、実習生受入委託金で、8節雑入のその他1,000円は、学校公衆電話委託手数料でございます。

以上で、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課、寒川学校給食センター、生涯学習課所管の令和8年度予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 1点だけ伺います。給食センター運営管理経費についてです。57ページですね。学校給食費について伺います。町長の施政方針では、物価高騰が続く中で国の交付金を活用し、小学校給食

費の実質無償化を実施すると述べています。学校給食のことについては、過去に一般質問でも学校給食を無償化するべきと必要性を訴えてまいりました。今回小学校について実質無償化が実現することは、子育て支援として一步前進であると受け止めています。そこで、この施策によって保護者の負担はどの程度軽減されるのか具体的な効果について、分かる限りでいいので、お尋ねします。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 小学校の学校給食費の無償化につきましては、昨年度末に国の制度設計が示されて、国の交付基準額については5,200円に設定されました。また、基準額を超える部分につきましては、学校給食法に基づきまして引き続き保護者から徴収することは可能とされているところでございます。現在町の学校給食費につきましては月額5,900円となりますので、差額の700円が国負担とはならない状況でございますが、その不足する部分につきましては、本来は保護者負担で徴収するところなんですが、保護者負担の軽減を通じた子育て支援の観点から、令和8年度につきましては保護者負担を求めることなく公費負担とし、その公費負担分を国の重点支援地方交付金を活用することで、令和8年度につきましては実質無償化にさせていただいたところでございます。また、令和9年度以降につきましては、引き続き国の補助金の動向を注視させていただくところでございます。効果につきましては、子育て支援の観点から無償化になりますので、保護者にとっては金銭的に少しメリットがございますが、基本的に学校給食法が改正されておりませんので、原則的には食材費については保護者負担という制度になってございます。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。今回小学校のみの実施という形になっていますけども、中学校給食費についてはどのように考えているのか、今後の方向性について伺います。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 中学校の学校給食費につきましては、これまでどおり物価高騰分につきましては町で補填している形で、それ以外につきましては保護者負担になってございます。先ほど申したとおり、学校給食法においては、食材費については保護者負担に制度上なっておりますので、基本的には保護者に求めていく考えではございます。ただ、国でまた中学校の学校給食費の負担軽減につきまして制度設計をされるようであれば、それを受け止めて、また検討していくところでございます。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 今回は国の交付金を活用したことで実質無償化と町長の施政方針でも述べていますけども、今後継続的な支援として給食費の軽減をどのように進めていくのか、今町としてやっていることは、物価高騰の部分を補填しているというようなんですけども、今後それを含めて町としてどう進めていくかという基本的な考え方を最後にお聞かせください。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 学校給食費につきましては、中学校につきましては、物価高騰分を町で補填しているところでございまして、それは続けていければなど考えているところではございますが、

また社会情勢等によって実質賃金を見ながら検討していこうとは考えてございます。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 2点質問させていただきます。給食センターの関係は、ずっと私どもも質問をさせていただいた経過もございますし、一般質問の中でも確認はさせていただいたところもあります。立上げのときは、自校方式と全く勝手が違って、最初に見学に行ったときには慣れるまで残業というか、そういったものも含めて、非常に負荷がかかっている形だったと思うんですが、そういった点は落ちついてきたのかどうか最初に聞きたいなと思っております。

次に、57ページで地産地消のコーディネーターを配置してやっているところであるんですけど、当時一般質問をやったときには、特に取り組まなければいけないという大義はあるものの、指標も何も描かれていなかったような気がするんですが、コーディネーターをつけることによって、何かしらそれに対する地産地消率だとか、そういったKPIは持っているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。2点です。

【山上委員長】 井上副主幹。

【井上副主幹】 2点お答えさせていただきます。まず1点目の勝手が違って大分負荷がかかっていたのではないかとこのところにつきましては、これまでも議会の場等々でご説明させていただいたとおり、マニュアル等も大分整備されてきておりまして、調理員等々も大分慣れてきた部分、慣れたからといって事故がないように当然安全管理はしつつですけども、慣れてきた部分もありまして、非常に効率的な業務遂行ができていていると感じているところでございます。

2点目の地産地消コーディネーターに関しましては、KPIということで、今までも確かにお示ししていないところではございます。実績値としましては、毎年大体150%から200%の地産率の増というのは、現実的に売上げという数値では出てきているんですが、現時点でKPI設定をしていないというのは理由がございまして、農協さんと非常に強い連携の下で事業を進めておりますけども、農協としてはまだスタート段階ということで、当初は5名しかいなかった生産者がこの年末ぐらいで30名近くに賛同いただいて、納品もいただけている状況になってきて、ある程度今スキームが固まってきたところで、いよいよ次の段階では、目標値で数量なのか金額なのか品目なのかを調べて検討していこうというような話しは継続させていただいているところでございます。

以上となります。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 当初よりも大分負荷が減ってきていると、それもマニュアルなり何なりのものと習熟という関係で非常に労働時間にも多分現れてくるんだろうなと思うんですが、人手不足、人材確保の観点でいえば、これから定年を迎える給食調理員なんかも出てくるんじゃないかなと思うんですね。そういった中では、マニュアルの伝承なり何なり、マニュアルがあれば新人でもできるのかどうかという教育時間も含めて考えていかなきゃいけないだろうなと思うんですが、その点についてお聞かせください。地産地消率は、次の段階はというところでありますので、コーディネーターがついて地産に対する協力

者も増えてきたところが見えてきたのであれば、非常にいい傾向だなと思いますし、管理する上でも目安がきちりと見えてくると思いますので、数値化することによって、それが達成感なり何なりにも結びつくんだと思うんですね。ぜひこちらは設定ができるよう、何せ作業的には全部の食材を町内で調達するという事は不可能だとは思っていますが、何か見える形での検討は進めていただきたいなと思います。

【山上委員長】 井上副主幹。

【井上副主幹】 2点の再質問にお答えさせていただきます。

まず、教育時間につきましては、当然マニュアルを見ていただくところもそうですけれども、以前から言われているように、日々のKY活動までは至っていないところもございますけれども、そういったご意見もいただいた中で、定期的な全体を集めた打合せですとか、安全確認というのを継続していっているところはございます。特に教育でいきますと、実際運営管理の委託料の中に調理員実習費の委託というのをさせていただいております。年間複数回、3回、4回ぐらいですけども、外部講師を招いて衛生だったり、調理の研修を行って効率化を図って進めているところです。また、いわゆる技術の継承という意味でいきますと、今正規調理員というのが15名おまして、その15名はどこの班でも班長としてできるようにということで、ローテーションを回しながら誰もが陣頭指揮を執れるような形になっていて、俗人的な組織ではなくて、チームとしてやって組織化を図っておりますので、そういったところで平準化された教育ができているかと認識しております。

2点目の地産地消の見える化については、ご意見いただいたとおり、まず数値的な部分というのは出していききたいとは考えております。まず何を指標にするのか、やはり生産物ということもございまして、それはしっかりと農協と寒川の特徴ですね。地産地消事業が無理をかけてしまうと止まってしまうという事例も、他の先進事例であっても急激に落ちるといような事例もございまして、そういったところで生産者、農協、町、現場の調理員サイドのどこにも無理がない形で確実に推進できるような目標を立てていきたいと思っております。

以上となります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけお伺いいたします。学校開放事業の中で、体育館を利用される団体の皆さんからも多分教育委員会にも要望として上がっているかと思っておりますけれども、夏場の暑さ対策についてどのように現状対応していて、それで令和8年度何か利用者の皆さんの利用形態が変更になる部分があるのかどうか、その辺についてまずお伺いいたします。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 学校開放につきましては、夏の暑さ対策で、現状につきましては、小学校については大型扇風機を使用することによって暑さ対策というのをさせていただいております。中学校についても、大型扇風機は物としてはあるんですが、現在学校活動で使う倉庫にしまっている関係で、なかなか使うことが今できていない状況でございます。今後につきましては、今現在進めている学校体育館の空調設備の設計が終わって、今後工事に入っていきに当たって設置し次第、基本的には学校教育

と避難所のメインに使うところなんですけど、学校開放団体につきましても基本的には使用できる方向で考えていくところでございます。ただ、受益者負担の考えから一定量の使用料徴収は考えているところでございます。

以上です。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今各小・中学校の体育館への空調機の設置がこれから進んでいくので、それが設置されれば、そういうところにも使用できるというのは理解するんですが、それまで数年あるわけですね。扇風機だけではとても足りないという中で、利用者の皆さんからは、既に設置されているスポットクーラーを使えないかというようなお話も来ているかと思います。スポットクーラーの使用を認めていない理由もここで明らかにしていただいて、数年我慢していただくようにはなりませんけれども、利用者さんにはそういうお声があったときにはしっかりと対応して、きちんと説明していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【山上委員長】 川部課長。

【川部教育施設給食課長】 現在学校にはスポットクーラーを設置しておりまして、学校活動においては使用している状況でございます。ただ、学校開放団体には現在使用はさせていないところでございます。理由としましては、まず発電機を稼動することによってスポットクーラーが使用できることになっております。発電機につきましては、燃料が必要になってくるということと、操作方法が複雑などところがありますので、管理している学校において今使用を認めているところでございます。また、夜間においては、発電機を稼動させることによって騒音等の問題もございますので、今現在は、学校開放団体につきましては使用は認めていない状況でございます。ただ、周知につきましては、その辺のご理解をいただきながら、今現在学校開放団体には周知をさせていただいて、ご理解をいただいている状況でございます。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 まず、60分の39ページのP連と婦人会の活動内容ですね、新年度の。60分の41ページ、ふれあい塾の運営内容、続きまして、60分の50ページなんですけど、これはざくっと委託料がついていて、これは図書館の指定管理なので、自主事業もいろいろ指定管理者のノウハウの範囲に入るので、ここでお話はしづらいと思うんですけど、新年度どういう展開を、新たな取り分けをさせようとしているのか、それと図書館は従来から言われている話なんですけど、単なる本の貸出しの場所から交流とか、そういった機能も広く求められるようになってきていて、取り分けコミュニティのサードスペース、居場所というんでしょうかね、そういった機能も求められるようになってきているんですけど、これは物理的な限界もあると思うんですけど、展示とかいろいろやって、スペースもあると思うので、そういったところでの居場所の展開というのは考えていられるのかどうかお伺いします。

【山上委員長】 岡野課長。

【岡野生涯学習課長】 ご質問を3点いただきました。まず婦人会とPTAの来年度の活動内容とい

うことでよろしかったと思うんですけど、今までもPTA連絡協議会、婦人会どちらもいろいろな活動に取り組んでいただいております、令和8年度についても事業計画などを拝見しているところですが、特にこれとって令和8年度は新しく何かに取り組むというお話はいただいている状況ですが、引き続き婦人会については地域のために活動していただき、PTA連絡協議会につきましては、保護者と教職員が協力して子どもたちの健全育成に取り組んでいただくという活動になります。

そして2点目のふれあい塾なんですけれど、ふれあい塾につきましては、放課後小学校の体育館を活用させていただきまして、子どもたちに安全で安心して遊べる場所を提供する事業として実施しているものになります。こちらは地域のボランティアの方の協力を得て実施しているもので、異年齢の学年の交流によって子どもたちの社会性や自主性を養うことを目的に実施してございます。

そして3点目、図書館なんですけれど、図書館につきましても、自主事業にいろいろ取り組んでいただいております。令和7年度からは小さな乳幼児向け、おひさにだっのおはなし会など、そういった新たな事業もしていただいて、触れ合いの場にもなっているところがございます。また、3階のふれあいコーナーにつきましても、展示を行ったりして、いろんな方が図書館に足を運んでいただけるような事業を町からも提案しながら引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 公民館のことで聞きたいんですけども、実は月曜日に電話をもらって、昨日また電話をもらったんですけども、北部で公民館祭りがあって、その方は赤ん坊を抱えていたらしいんですけども、授乳しようと思ったら授乳施設がなくて困ったと、聞いたら、トイレでやってくれと言われてたらしくて、できないよという話で、ちょっとクレームといたしますか、子育て支援湘南エリアナンバー1をうたっているから寒川町に引っ越してきたのに、何ですか、これはと言われてちゃいまして、具体的に聞くと、公民館自体は今そういう授乳施設というのはないのかなというのをお聞かせください。それから子どもたちの居場所づくりという話が、今、廣田委員からもありましたけども、いろいろ考えてみたんですけど、学童で待機児童になった子がいるんですけども、その子たちを図書館でうまく受け入れて、本を読む習慣もつけさせてというようなことはできないのかなと、ご相談なんですけど、そういうのは可能かどうかお聞かせいただけますでしょうか。

【山上委員長】 岡野課長。

【岡野生涯学習課長】 では、2点ご質問をいただきました。まず北部の件なんですけど、失礼な対応があったということで、大変失礼いたしました。まず、すぐにスタッフにはその対応について確認させていただきたいと思っております。ただ、スタッフが回答いたしましたとおり、現状授乳室というのがございません。ただ、そのようなお声かけがあったのであれば、どこか空いている部屋があれば、そこで何かご案内するとか、そういう対応ができたのではないかと考えますので、それはスタッフにもお話をさせていただきたいと考えております。そして2点目の図書館での児童の預かりというお話なんですけれど、図書館は、広く住民の方が本に親しむために造っている施設でございます。確かに児童クラブで待機になってしまっている児童に関しては、ほかに居場所がないのかというお話もあると思うんですけど、図

書館はあくまでも本を読むための施設ですので、そこで子どもたちがというお話になってしまうと、図書館の利用者の方に対してもご迷惑がかかるお話になってしまうので、子どもたちの居場所については、また別の形で検討するべきではないかと考えております。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 2点目の子どもたちの居場所としての図書館は、別途でまた考えますので、別の機会に提案でもさせていただきたいと思うんですが、1点目についてなんですけれども、ベビーベッドはあって、仕切りがあれば何とかできたのになみtainな感じだったんですよ。だから仕切りすらもないし、それから多分仮に仕切りがあったとしても、外から丸見えだったりするということで、常時授乳できる場所はつくっておくべきだと思うんですよ。一応公民館は、子どもからお年寄りまでが使うものであって、特定の方たちとか、特定の年齢の方たちとか、特定の団体の方たちだけが使う場所じゃないので、全ての町民が使うことを想定して考えたときに、こういう方たちも必要なんだと思って、ぜひその点は、スタッフの方に聞いてもらってもいいんですけど、一番は施設の備品の不備だと思いますので、そういうところを1回、タスクじゃないんですけど、洗い直してみる必要もあると思うんですが、それについていかがでしょうか。

【山上委員長】 岡野課長。

【岡野生涯学習課長】 今お話いただきましたとおり、これからは本当に地域の皆様誰もが安心して使える公民館にしていく必要があると感じておりますので、北部だけではなく、町民センター、南部も含めまして、施設面はいろいろ検討をしていきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。考えるんじゃなくて、ぜひ実行してください。

以上です。よろしく願いいたします。

【山上委員長】 それでは、吉田副委員長。

【吉田副委員長】 私は、大きくいったら2点なんですけれども、科目的には3課あるかなと思いますので、お答えをいただけたらと思います。

私は、ずっとまちづくりの主権者、主体者をどうやってつくっていくのか、世代ごとにというところです。ずっと活動しているところがございますし、若い人が入ってくれないと動いていけないよというのを本当にひしひしと思っているところがございますので、ぜひ町としてもつくってほしいなというところではあるんですけれども、1点目、60分の37ページ、生涯学習振興事業費の中でありましたゆうゆう学園は、本当に素晴らしい事業だと思います。また、60分の42ページ、青少年健全育成事業費、ここで聞くべきか、課としてはここだなと思うんですけど、ジュニアリーダーズクラブですね。この2つが青少年育成の中でまちづくりに関わってくれるようなこと、また主権者、主体者たる人を育ててくれる事業に当たっているのかなと思うんですが、非常に素晴らしい事業をしてくださっているんですが、この2つはあまり額に変更が見られないように感じております。施政方針の中で、こういった団体の皆さんと連携をしていくという言及がございましたので、我々議会としても連携を考えていかなければならない

など思っているところではございますが、次年度はどういった取組を考えているのかお答えをいただければと思います。これが1点目です。

2つ目なんですけれども、60分の45ページでございます。文化財保護事業費に関連するところでございます。補助金として次年度30万が円計上されておりますが、地域の文化財も、今までは地域の皆さんでやってきたところではございますが、自営業の方も減っておりますし、寄附金も減っている、担い手も減っている、ボランティアでやっているから、そもそも集金するような作業もあるようなものではないので、いろいろ大変だというお話は聞いておるところでございます。金額の是非については言及するつもりはございませんが、どういった根拠があってこの金額になったのか、つまり需要調査をしているか、もしくは先方からの相談があったから判明したのか、その観点だけいただければと思います。

【山上委員長】 岡野課長。

【岡野生涯学習課長】 それでは、1点目のご質問からお答えさせていただきます。今、委員からお話がありましたとおり、私も、これからの寒川町をつくっていくのはまさに子どもたち、これから町で成長して町に定住していただくために、今の子どもたちに寒川町を好きになってもらわないと、寒川町はこれから発展していけないんじゃないかということは日々感じております。まず、ゆうゆう学園なんですけれど、こちらは町で実施している子ども対象事業に参加していただいて、参加するとスタンプをもらうんですけれど、これを10個集めていただくと、無事ゆうゆう学園の修了書というのがもらえるという取組になっております。こちらも広報などで周知をしているところではあるんですが、10個集める子どもたちが、これは総計の指標にもしているんですけれど、なかなか増えていかないという現状もございます。今後LINEのプッシュ通知などで、どんどん発信して行って、ゆうゆう学園も広めていきたいと考えておりますので、今年度もそうなんですけれど、来年度以降子どもたちがいろいろな講座に参加していただけるように周知をしていきたいと思っております。

その周知につきましては、子ども情報紙すきっぷを発行して、小学生全員、あと保育園、幼稚園にも配布しているんですけれど、参加していただいた皆様にアンケートを取りますと、大体の方から、すきっぷを見て参加しましたというお声をいただいておりますので、すきっぷについて、もっと子どもが参加するためには、実は保護者の皆様に見ていただかないと来ていただけないのかなというのがありますので、すきっぷは子どもに渡しているの、保護者の方に渡していただけているのかなという思いもあるんですが、公民館に置くとか、そういった形で少し広げていけたらと思っております。

次に、ジュニアリーダーなんですけれど、こちらにつきましては、中学生以上で構成されているボランティアの団体になります。子どもたちのリーダーとして様々なイベントの企画や運営をしていただいている団体となっております。ジュニアリーダーについても、実はコロナ禍のときに団体の人数が減ってしましまして、現在ジュニアリーダーズ15名なんですけれど、今後については、ジュニアリーダーについても会員数を増やして行って、青少年活動を活発にさせていきたいと考えております。そのためには、青少年が寒川町を好きになって、寒川町に住み続けて、寒川町で子育てをしたい、自分と同じように青少年活動に関わって、大人になっても自分の子どもにそうさせたいという郷土愛を育む、『「高座」のころ。』と同じだと考えております。このブランディングに貢献する取組であるため、令和8年度からは、ジュニアリーダーが何か活動に参加したときには行政ポイントを付与する予定でございます。

このことによって寒川に住み続けたいと思うような子どもたちを増やしていく、そのように考えております。

以上です。

【山上委員長】 小林主査。

【小林主査】 文化財の補助金についてお答えさせていただきたいと思います。令和8年度の予算として3万円計上させていただいておりますが、こちらは祭りばやし保存会連合会さんに支出させていただく予定となっております。こちらは例年事業費等を団体さんからお聞きいたしまして、社会教育関係団体補助金の一環として出しておるものでございまして、おおむね事業費の3分の1をめどに出させていただいております。その中で事業費が例年3分の1になるような額の前後でありますので、額をこのように決めているという形になってございます。

以上です。

【山上委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 先に2点目から。文化財保護事業費の件は、補助金額全額ではないんだろうなと思っていたところではございます。文化財も補修になると結構いい値段がしちゃうものだと思いますし、言い値のところはあるだろうなというところがございます。金額によってはいろいろ難しいところはあるんだなとは思いますが、適切な配慮ができるような施策で、なかなかなくならないようにしてあげていただけたら助かるなと思うところがございます。この件につきましては、結構でございますので、1点目にご質問させていただきましたほうに戻りますけれども、若いときに得られた公的自己有用性は、その後公的なところに携わってくれる人間を育てる上では非常に貴重な経験だと思いますので、そういった場所をぜひ増やして行ってほしいなというところがございます。スタンプを全部集められなかったところは、決算関係になっちゃいますので、それについて何か言うつもりはございませんけれども、昨今忙しい子どもたちが多いと思いますので、できれば適宜参加できるような形の会にしていくのがいいのかなというところがございます。本当に思いはいただきましたので、まだ動き出したばかりでもございますし、ジュニアリーダーもコロナ禍の話は聞いておりますから、今後の連携を考えていただければなと思うところがございますし、それについては必要な額は次年度の活動の中で見いただければなと思うところがございます。この場ではこの程度にしておきますので、回答は結構です。

【山上委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、教育委員会社会教育費、保健体育費の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

令和8年度の寒川町一般会計及び各特別会計の予算につきましては、教育費をもちまして全ての説明及び質疑が終了いたしております。この後の進め方といたしましては、総括質疑から討論、採決という流れになりますが、総括質疑、討論、採決につきましては、予定どおり23日に行いたいと思います。この後委員の皆様には総括質疑要旨をご提出していただくわけですが、要旨提出の締切り時間はいかがい

たしましょうか。

(「14時」の声あり)

【山上委員長】 それでは、総括質疑要旨は本日14時まで提出をお願いいたします。

なお、通告の提出に当たっては、事務局からデータでお送りした書式をお使いくださるようお願いいたします。全ての要旨が提出された後に特別委員会を再開させていただき、何人かの方から総括質疑が出たか、また質疑の順番を皆さんと確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は14時30分といたします。

【山上委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

総括質疑の要旨については、6名の委員の方から提出されました。順番については、要旨の提出順と致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上委員長】 それでは、最初に横手委員、2番目に佐藤委員、3番目に黒沢委員、4番目に青木委員、5番目に廣田委員、そして、最後に吉田副委員長の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、執行部との調整はしっかり行っていただくようお願いいたします。場所については、後ほど事務局からロゴチャットでお伝えいたします。23日は、朝9時に一度お集まりいただき、予算特別委員会を開会させていただきます。その後1時間置きまして、10時から総括質疑に入ってまいりたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山上委員長】 それでは、23日の特別委員会は午前9時に再開し、総括質疑は午前10時より行うことにいたします。

それでは、以上をもって本日の会議をこれで閉じたいと思います。最後に、吉田副委員長より一言お願いいたします。

【吉田副委員長】 それでは、残すところ総括質疑となりますので、皆様、よろしくお願いいたします。

ただいまをもちまして、本日の予算特別委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後2時31分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長